

第 2 1 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和 7 年 3 月 1 0 日

## 第 2 1 回農業委員会（総会）

令和 7 年 3 月 1 0 日  
午 後 1 時 3 0 分 から  
市 役 所 行 政 委 員 会 室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 5 号  
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について（報告）… 5 件
- 第 3 報告第 6 号  
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について（報告）… 9 件
- 第 4 報告第 7 号  
農地法第 1 8 条第 6 項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）… 4 件
- 第 5 議 第 1 1 号  
農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 8 件
- 第 6 議 第 1 2 号  
農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3 件
- 第 7 議 第 1 3 号  
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1 件
- 第 8 議 第 1 4 号  
農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3 件
- 第 9 議 第 1 5 号  
草津市農地利用最適化推進委員選任の手續等に関する規程の一部を改正する規定の改正につき、議決を求めることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1 件

第 10 議 第16号

農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、意見聴取することについて

提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
1 0 番	田中 廣之	1 1 番	中島 健一	1 2 番	木下 弥生
1 3 番	奥村 次一				

### ・会議に欠席した委員

1 4 番	堀 裕子
-------	------

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	平井 重己	9 番	片岡 正春	1 0 番	一浦 秀樹

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
主査	湯村 亮太				

### 農林水産課

課長	山田 高裕	主事	三橋 優美
----	-------	----	-------

事務局長 定刻となりましたので、只今から第21回草津市農業委員会総会を開催します。

県下全域に発令されていた季節性インフルエンザ警報および注意報は、その基準を下回ったため解除されましたが、感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますことと、可能であればマスクの着用について、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

その他、会議途中で体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう併せてお願いします。

本日、14番 堀裕子委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し総会が成立しておりますことを報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報に関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、田中会長よろしく願いいたします。

会長 みなさまこんにちは。駐車場がかなり混み合っているようです。確定申告の関係なのかと思っております。みなさまも大変お忙しい中ご苦勞様でございます。では議事に入らせていただきます。

会長 ただいまから、第21回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしました通りであります。

いつものように、議事にかかる図面は、タブレット端末で確認いただきますようお願いいたします。

会長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番 我孫子利和委員、議席番号13番 奥村次一委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です  
今月の届出は、5件です。議案書は、2～3ページです。

番号1番は、後に説明いたします、報告第6号番号5番・6番および7番と関連する案件でございます。

上笠四丁目に事業所を有し、不動産業者を営む法人こと届出人が、分譲住宅用地として、届出人が所有する矢橋町地先の畑1筆674㎡を転用されようとするものです。

届出地は、令和4年6月に、同じ届出人から露天駐車場として、農地転用の届出を受理し、令和4年7月の総会にて、報告事項として報告を行いました。

その後、今回の届出人となる法人へと所有権の移転登記が行われましたが、今回、後に説明いたします、報告第6号番号5番6番7番と一体で、分譲住宅用地として利用したいという申し出があり、改めて届出をなされたものです。

市街化区域内の農地転用にかかる届出制度には、取下げ等の処理方法がありませんことから、再度、上書きという形で処理されるものです。

隣地との境界には、L型擁壁を設置され、北側道路高に合わせ、40cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、周囲に集水枡・側溝を設け、市道と接する北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・雑種地および市道であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、南笠東四丁目に住所を有する届出人が、公衆用道路として、届出人が所有する、南笠東四丁目地先の登記地目畑、現況公衆用道路1筆150㎡を転用されようとするものです。

届出地は、60年ほど前から、既に道路として使用されており、農地法の転用届を失念していたことが判明したため、今回顛末書を添付のうえ届出がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、上笠三丁目に住所を有する届出人が、建物敷地との一体利用を目的として、届出人が所有する上笠三丁目地先の登記地目田、現況宅地1筆101㎡を転用されようとするものです。

届出地は、平成6年頃から、隣接する届出人が所有する、建物の敷地の一部として使用されており、農地法の転用届を失念していたことが判明したため、今回顛末書を添付のうえ届出がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

隣接地は、宅地・雑種地および届出人の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号4番は、野村七丁目に住所を有する届出人が、住居の新築を目的として、届出人が所有する野村六丁目地先の登記地目田、現況畑1筆271㎡を転用されようとするものです。

隣地との境界には、既設のコンクリートブロックを使用され、北側道路高に合わせ、15cm前後の盛土および一部切土を行われます。

雨水排水は、北側に雨水枡を設け、市道と接する北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および市道であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号5番は、後に説明いたします、報告第6号番号9番と関連する案件です。

下笠町に住所を有する届出人が、共同住宅建設を目的として、届出人が所有する下笠町地先の登記地目田、現況畑3筆計318㎡を転用されようとするものです。

隣地との境界には、コンクリートブロックを設置され、北側道路高に合わせ、20cm前後の盛土および一部切土を行われます。

雨水排水は、北側に雨水枡を設け、市道と接する北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は2月18日、番号2番は2月18日、番号3番は1月31日、番号4番は2月5日、番号5番は2月25日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第5号を終わります。

会長

次に、日程第3報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から9番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、9件です。議案書は、4～6ページです。

番号1番は、守山市焔魔堂に事業所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、分譲住宅地として、譲渡人が所有する追分三丁目地先の田1筆267㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界には、コンクリートブロックを設置され、北側道路高に合わせ、30cm前後の盛土および切土を行われます。

雨水排水は、北側に集水桝を設け、市道と接する北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、同じく、守山市焔魔堂に事業所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、分譲住宅地として、譲渡人が所有する追分三丁目地先の田1筆431㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界は、コンクリートブロックを設置し、東側道路高に合わせ、30cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、東側に集水桝を設け、市道と接する東側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および市道であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、東矢倉四丁目に事業所を有し、不動産業を営む法人こと譲受

人が、宅地として、譲渡人が所有する東草津二丁目地先の田1筆502㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は隣接地と一体で分譲住宅の建設を計画されており、先行して当該地の届出がなされました。

雨水排水は、東側に雨水枡を設け、市道と接する西側の道路側溝へ放流される計画です

隣接地は、田・宅地および市道であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号4番は、大津市相模町に事業所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、宅地として、譲渡人が所有する西矢倉二丁目地先の登記地目田、現況畑1筆656㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界には、コンクリートブロックを設置され、北側道路高に合わせ、25cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、U字溝を利用し、集水枡を通して市道と接する西側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・宅地および市道であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号5・6・7番は、先の報告第5号番号1番と共に、一体での利用計画となっておりますので、まとめて説明いた

します。上笠四丁目に事業所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、分譲住宅用地として、譲渡人が所有する、矢橋町地先の田2筆、畑4筆計1,865㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界には、L型擁壁を設置され、北側道路高に合わせ、最大3m前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、周囲に集水枡・側溝を設け、市道と接する北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・雑種地および市道であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号8番は、野路一丁目に事業所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、集合住宅として、譲渡人が所有する平井町地先の田2筆計2,138㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地のうち、平井町404番1の土地の一部につきましては、平成27年4月に、太陽光発電を目的として、農地転用の届出を受理しており、現在まで太陽光発電所として利用されておりましたが、今般、隣接地と一体で

集合住宅として利用したいという申し出があり、改めて届出をなされたものです。

隣地との境界には、L型擁壁およびコンクリートブロックを設置され、東側および西側道路高に合わせ、50cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、雨水枡・側溝を設け、市道と接する東側および西側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・雑種地および市道であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号9番は、先の報告第5号番号5番と共に、一体での利用計画となっております。

下笠町に住所を有する譲受人が、共同住宅建設を目的として、譲渡人が所有する下笠町地先の田1筆155㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界には、コンクリートブロックを設置され、北側道路高に合わせ、20cm前後の盛土および一部切土を行われます。

雨水排水は、北側に雨水枡を設け、市道と接する北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は2月25日、番号2番は2月25日、番号3番は2月18日、番号4番は2月20日、番号5・6・7番は2月18日、番号8番は1月31日、番号9番は2月25日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第6号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番から4番までを議題とし、事務局から報告事項の

朗読と説明を求めます。

事務局

報告第7号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

今月の通知は、4件です。議案書は7～8ページです。

今回の賃貸借の解除通知は、いずれも、農地中間管理事業を介在する農地の転貸にあたりますことから、同事業を担う、滋賀県農林漁業担い手育成基金を仲立とした貸人と借人の間における対の解除通知となっています。

番号1番および2番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

大津市に住所を有する番号1番の賃借人は、番号2番の賃貸人が所有する矢橋町地先の田3筆計1,404㎡に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を通じて、農用地利用配分計画により賃貸借権の設定をされておりましたが、合意解約がなされました。

今案件は、2月の総会で農地法第5条の規定による許可につきご審議いただきました転用される農地であるため、土地所有者と機構ならびに賃借人が、2月総会前に合意解約されたものです。

番号3番および4番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

北山田町に住所を有する番号3番の賃借人は、番号4番の賃貸人所有する北山田町地先の畑2筆計1,649㎡に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を通じて、農用地利用配分計画により賃貸借権の設定をされておりましたが、合意解約がなされました。

次月以降、3番の賃借人が農地を売買にて取得する予定であるため、事前に解約手続きをされたものです。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第7号を終わります。

会長 次に、日程第5議第11号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第11号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。  
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。  
今月の申請は、8件です。議案書は、9～10ページです。

番号1番は、山寺町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、山寺町地先の田1筆409㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、経営規模拡大のため、自身所有農地の近隣で農地を探していたところ、隣接農地を所有する譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

譲渡人は、大路二丁目在住であり、体調不良で耕作が困難なため、双方で話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

番号2番、3番は関連案件です。

番号2番は、野路六丁目に住所を有する譲受人が、労力不足のため、離農されようとする譲渡人こと、3名で共有する、野路五丁目地先の畑1筆473㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、母ならびに3番で説明いたします譲受人の伯父と共に約30年農業経営を行なわれてきました。

今回、伯父が所有する農地の隣接で、新期就農として農地を探していたところ、野路五丁目に住所を有する譲渡人が、高齢化により離農しようとしていることから、農地の譲渡にかかる話がまとまり、申請をなされたものです。

栽培作目は、白菜、大根、ナス、トマト等の野菜を栽培される予定です。

番号3番は、野路五丁目に住所を有する譲受人が、労力不足のため、離農されようとする譲渡人が所有する、野路五丁目地先の畑1筆473㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、近隣に住む母と甥子さんと共に約30年、農業経営をされており、経営規模拡大のため、自身所有農地の近隣で農地を探していたところ、野路五丁目に住所を有し高齢化により離農しようとする譲渡人と話がまとまり申請をなされたものです。

栽培作目は、白菜、大根、ナス、トマト等の野菜を栽培される予定です。

番号4番は、北山田町に住所を有する借人が、北山田町地先の畑1筆388㎡を使用貸借にて、作業の効率化と長期の安定経営を図るため、父名義の農地を借入されようとするものです。

貸人と借人の関係は、親子です。

栽培作目は、水菜、ほうれん草を栽培される予定です。

番号5番は、木川町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、木川町地先の田2筆計4,113㎡を贈与にて取得されようとするものです。

譲渡人と譲受人の関係は、親子です。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号6番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、北山田町地先の田1筆1,900㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、経営規模拡大のため、所有農地の近隣で農地を探していたところ、高齢化により離農しようとする譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

申請地は、長年耕作放棄地であり、是正指導中の農地でありましたが、譲受人が譲渡人と話し合い、農地を耕作できる状態にまで復元され、今回申請をなされたものです。

譲渡人は、現在、神戸市に居住されていることから、遠方で耕作をすることができないため、地域の方に相談したところ、譲受人との売買の話がまとまったため、本申請をなされました。

栽培計画については、水稻を栽培される予定です。

番号7番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の畑1筆62㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、長年耕作放棄地であり、隣接地に住所を有する譲受人が、草刈りを行っておられました。

譲渡人は、仕事のため耕作をすることができないことから、今回譲渡人と話し合い、売買での話がまとまり申請をなされたものです。

栽培計画については、花、トマト、ナス等を栽培される予定です。

番号8番は、若竹町に住所を有する、農地所有適格法人たる譲受人が、譲渡人が所有する下物町地先の田1筆1,484㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、経営規模拡大のため、かねてより所有農地の近隣で農地を探していたところ、高齢化により離農しようとする譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

水稻を栽培される予定です。

今回の各申請における、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、

第1号の全部効率化要件については、番号2番を除き、現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

なお、番号2番は、伯父所有の農地について母と共に約30年間の耕作経験がございますことから、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、8番のみ対象となりまして、法人が農地を取得することができる4要件として、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件がありますが、その全ての要件を満たしております。

(①まず当該法人は公開会社でない株式会社であることから法人形態要件を満たしております。②次に提出いただいた営農計画書によると、農業の売上高が過半を超えており、主たる事業が農業であると認められることから、事業要件を満たしております。なお実績については、毎年事業年度ごとに報告していただきます。③次に農業関係者が総議決権の過半を占めていることから議決権要件を満たしております。④次に役員（取締役）の過半が、農業に常時従事（年間150日以上）する構成員（株主）であることから、役員要件を満たしております。)

第3号の信託要件については、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、全案件とも取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、全案とも地域の生産組合から同意をいただいているため、問題ございません。

以上のことから、1番から8番までの各案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請8件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1番  
奥村  
1月29日、辻推進委員さんと現地確認を行いました。南側に住宅があるのですが、そこに住まわれている方が今回購入されるということでもあります。現状のまま利用されるということで、野菜を栽培する予定と聞いております。その他内容につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。よろしく願いいたします。

会長  
番号2番と3番の案件につきましては、議席番号3番 杉江善博委員をお願いします。

3番  
杉江  
2番と3番の案件につきましては、中野推進委員さんと現地確認を行いました。隣で譲受人の方が畑をされておられます。きれいに耕作されておられましたので問題ないと判断いたしました。

会長  
番号4番と5番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5番  
中島  
4番の案件につきましては、貸人と借人の関係は、親子でありまして書類等も問題ありませんでしたので署名いたしました。5番の案件につきましては、贈与ということです。現地確認も問題ございませんでした。

会長  
番号6番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員をお願いします。

6番  
中瀬  
2月18日、15時から山岡推進委員さんと現地確認を行いました。こちらの場所は、長年耕作放棄地でありましたが、草もきれいに刈り取られておりました。今後は譲受人の方が、水稻を栽培される予定とのことです。

会長  
番号7番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員をお願いします。

8番  
田中  
この案件につきましては、62㎡とかなり狭いのですが、長年耕作放棄地でありました。譲受人さんが草刈りをした後、花と野菜を栽培するという事です。現在も畑をお持ちできちんと耕作されておられますので問題ないと判断いたし、署名いたしました。よろしく願いいたします。

会長                   これより、質疑に入ります。  
                          ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

会長                   無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。  
                          ただいま議題となっております議第11号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

                          (挙手全員)

会長                   挙手全員であります。  
                          よって、議第11号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長                   次に、日程第6議第12号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題としますが、3番の案件については、農地利用最適化推進委員、議席番号7番 平井重己委員が当事者でございますので、1番と2番にかかる委員による補足説明が終わりましたら、農業委員会等に関する法律第31条に基づく、議事参与の制限に準じて、3番にかかる委員の補足説明から審議終了まで退席していただきます。

                          なお、退出のタイミングは、後程、私からお伝えします。

会長                   それでは、議第12号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を議題として、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局                議第12号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

                          この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

                          今月の申請は、3件です。議案書は、11ページです。

                          番号1番は、西渋川二丁目に住所を有する申請人が、農業用管理作業場として、自身が共有により所有する馬場町地先の、田1筆1,255㎡のうち、

200㎡（10×20m）を、一時転用されようとするものです。

なお、申請地の一部で、分筆されていない申請は、原則認めておりませんが、「本人申請の農業用施設の一時転用」については、農業者の負担軽減の意味合いから、面積や形状が分かる図面の添付により、過去から認めているところです。

申請地は、当面、収穫した野菜等の洗浄や保管を行う作業場として利用する計画となっており、造成工事等は申請者自らが行われますが、将来的には近隣で、農作業場スペースに困っている農家の方にも貸付を想定されているようです。

隣地との境界は、市道と接する西側にU字溝および集水柵を設置され、土砂等が流出しないように対応されます。

また、道路高に合わせ、15cm前後の盛り土を行われます。

当該地は、1,255㎡の敷地の中の一部であり、隣接地は、市道および申請者の土地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

立地基準については、申請地は農業振興地域の青地ではありますが、期間を1年とする一時転用であり、農林水産課とも協議を行った上で本申請をなされているため、問題ないものと判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、山寺町に住所を有する申請人が、住宅の庭として山寺町地先の登記地目畑、現況宅地1筆82㎡を、転用されようとするものです。

申請地は、少なくとも戦前から、隣接する住宅と併せ、先代が別の方に貸され、長年、住宅の庭として利用されており、土地所有者として農地法の手続きを失念していたことがわかり、今回経過書を添付の上、申請がなされたものであります。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はございません。

隣接地は、宅地および雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たさ

れると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、平井三丁目に住所を有する申請人が、露天駐車場として、平井三丁目地先の登記地目畑、現況雑種地2筆計78㎡を転用されようとするものです。

申請地は、平成28年頃から駐車場として利用されており、農地法の手続きを失念していたことがわかり、今回顛末書を添付のうえ、申請がなされたものです。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はありません。

隣接地は、畑、雑種地および市道であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の白地であり、申請地から500m以内に、笠縫東小学校および笠縫東こども園があることから、公的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

なお、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番と2番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1番  
奥村

1番の案件につきましては、2月17日辻推進委員さんと現地確認を行いました。1,255㎡のうち、200㎡に作業場を建てるということでして、一時転用でございます。期間を1年とする一時転用でございます。現状の田も、きちんと草刈りがしてあり問題ないと判断いたしました。その他につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。

2番の案件につきましても、2月17日辻推進委員さんと現地確認をいたしました。顛末案件でございます。内容につきましては、事務局から説明が

ありましたとおりでございます。問題ないと判断し署名いたしました。

会長           では、ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づく、議事参与の制限に準じて、議席番号7番 平井重己委員は、審議終了まで退席していただきます。

(委員退席)

会長           委員による補足説明を再開します。  
番号3番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員をお願いします。

7番  
今井           本件におきましては、登記地目が畑、現況が雑種地ということでございます。顛末案件でございます。周囲の諸諾も得られておりますし、問題ございません。2月17日、現地を確認いたしました。

会長           ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長           無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。  
ただいま議題となっております議第12号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長           挙手全員であります。  
よって、議第12号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長           審議が終了しましたので、農地利用最適化推進委員、議席番号7番 平井重己委員の入場を認めます。

(委員入場)

会長 次、日程第7議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を議題とし事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第13号農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて説明いたします。

この申請は、農地転用許可後に当初の転用目的を達成することが困難となった場合、その事業計画を変更する場合の申請です

今月の申請は、1件です。議案書は、12ページです。

この案件は、議第14号（農地法5条1項申請）番号1番について、ご審議いただく条件を整える目的で、令和4年12月19日に許可した内容の一部を変更するものです。

番号1番は、令和4年12月に、草津市内で建設業を営む法人が、土木重機並びに建設資材を仮置きするための露天資材置場を目的とし、農地転用の申請をされ、同月に転用許可を得られました。

当初の計画では、露天資材置場として使用する予定でありましたが、継承者たる、製造業を営む法人が、新規事業の拡大等に伴い、新たな工場の建設が必要になったことから、同町内にある既存工場とも近い当該地を適地として、希望され当初計画者と協議のもと、工場建設に必要な部分について、事業計画変更を行われるものです。

以上、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8議第14号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」1番から3番までの案件を議題し、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第14号農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたします。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、3件です。議案書は、13～14ページです。

番号1番は、議第13号、番号1番にて審議いただいた案件に関連するものです。

岡本町に事務所を有し、制御盤等の機器の設計・製造を営む法人こと、譲受人が、工場として、譲渡人が所有する岡本町地先の田9筆計4,194㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

敷地には、2階建の工場の建設、および32台分の駐車場の整備を計画されています。

また、出入口となる東側の道路高に合わせるよう、最大で2.2m程度の盛土を行われます。

隣地との境界には、L型擁壁およびコンクリートブロックを設置されます。

雨水排水は、敷地勾配を北側に向けてつけ、北側に側溝を新設し、集水柵を通して、市道と接する東側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、里道・市道および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

また、農地区分につきましては、当該農地は農業振興地域の白地であり、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えていることから、宅地化の状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

なお、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書および残高証明書・融資証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、当案件は滋賀県農業会議の諮問案件であり、3,000㎡を越える転用許可申請であることから、県農業会議審議委員による現地調査の後、3月19日の常設審議会の諮問案件となっていることを申し添えます。

番号2番は、大津市松本一丁目に事務所を有し、建築業を営む法人こと、譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する北山田町地先の田5筆計1,719㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、湖南地域を中心に宅地分譲の建設を行っておられ、今回、事業拡大に伴い、資材置場の確保が必要になり、浜街道から近く、近隣市へのアクセスも良い、当該地を適地と判断し、所有者と売買交渉をしていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界については、L型擁壁を設置し、南側出入口の道路高に合わせ、50cm程度の盛土を行われます。

雨水排水については、敷地勾配を、隣接する南側および北側の道路に向けて付け、各々雨水枡を設置し、南側の道路側溝および北側の水路を通じて放流されます。

隣接地は、田・道路および譲渡人の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、売買契約書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、奈良県奈良市に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、貸露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する新堂町地先の田1筆1,242㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

整備後は、栗東市に本社を置く、自動車関連会社に賃貸借され、タイヤ、修理パーツなどの資材の一時保管等を目的に利用されます。

隣地との境界については、コンクリートブロックを設置し、道路高に合わせ50cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、自然浸透にて対応されます。

隣接地は、田・宅地・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1番 奥村 令和4年に露天資材置場として申請が出されましたが、事業計画変更により、工場の建設用地として申請されました。前回の農地転用時に、周辺隣地に関しましては、確認がとれておるといことでして、今回は目的の変更だけですので問題はないと思います。現状は、草刈りがされており適切に管理されておられました。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員をお願いします。

6番 中瀬 2月25日14時から山岡推進委員さんと現地確認を行いました。周囲に隣接する田はなく、一部所有者の畑がございます。問題はございません。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員をお願いします。

7番 今井 本件につきましては、周辺の承諾も得られており問題ございません。内容につきましては、事務局からの報告のとおりでございます。

会長                    ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言  
いただきますようお願いいたします。

4番  
角井                    1番の案件地図を見ていると、申請地に隣接しているところに保育園が  
あるのですが、開発にかかるときに保育園は問題にならないのでしょうか。  
教えていただきたいです。

事務局                おっしゃって頂きましたように、小学校や幼稚園、保育園の周辺何メー  
トル以内には建てられない用途の建物、例えばパチンコ屋さんとか飲み屋さん  
などはありますが、今回の申請につきましては開発調整課に確認をとってお  
ります。

会長                    その他、御意見御質問はございませんか。

6番  
中瀬                    今回工場用地ということなのですが、どういった工場が建設されるのか教  
えていただきたいです。

事務局                お答えいたします。製造業を営む法人ということでして、精密機器の設計・  
製造を行っておられる会社です。すでに工場と本社が岡本町にありまして、  
そちらで制御盤の製造をされておられます。当該申請地の工場では、それ  
を取付け・組み立てするという計画で申請がでております。

推進委員  
一浦                    先ほど保育園の話が出ましたけれども、工場と保育園の間に例えばフェン  
スなどの安全策はされるのかということをお聞きしたいです。

事務局                最初4～5年前に保育園の許可がされました。その裏に資材置場の転用が  
申請され許可されました。その時点で高いフェンスが出来ておりますので、  
安全策としてはきちんと取られております。

会長                    その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長                    無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第14号「農地法第5

条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第14農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第9議第15号「草津市農地利用最適化推進委員選任の手續等に関する規程の一部を改正する規程につき、議決を求めることについて」を議題として、事務局より議案朗読と説明を求めます。

事務局 議第15号草津市農地利用最適化推進委員選任の手續きに関する規程の一部を改正する規程について説明いたします。

令和4年に「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今年6月1日から施行され、「懲役」・「禁錮」の名称が「拘禁刑」に変更となります。

これに併せて、市の条例や規則、要綱におきましても、名称の変更を行う必要があります。事務局が所管します本規定を改正しようとするものでございます。

本日お配りしました別紙（「草津市農地利用最適化推進委員選任の手續きに関する規程」）をご覧ください。

第3条（推薦および応募の資格）第2号中「禁錮以上の刑に処せられ、」を「拘禁刑以上の刑に処せられ、」に改正するものでございます。

なお、農業委員の選任の手續きに関しましては、農林水産課が所管いたします「草津市農業委員会の委員選任の手續きに関する規則」に定められており、これにつきましては、市において、現在手続中でございます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております、議第15号「草津市農地利用最適化推進委員選任の手續等に関する規程の一部を改正する規程につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第15号「草津市農地利用最適化推進委員選任の手續等に関する規程の一部を改正する規程につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第10議第16号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 私こと田中治嗣、議席番号10番 田中廣之委員、議席番号12番 木下弥生委員、農地利用最適化推進委員 議席番号10番 一浦秀樹委員、の各委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限、また、推進委員においては、この制限に準じて、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。

関係事案終了後、入室していただきます。

(各委員 退席)

事務局長 総会の議長であり、議事進行役こと議席番号9番 田中治嗣委員は、議事参与の制限ため退席いただきました。

ここからは、草津市農業委員会規程第2条第3項の規定により、副会長の議席番号8番 田中実委員が職務を代理いただきます。

副会長 それでは、議第16号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 課長 それでは、議第16号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）につ

いて、農業委員会の意見を求めるものです。

1 ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で101筆、計143,017㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。

内訳といたしましては、田が、89筆で面積は134,189㎡、畑が、12筆で面積は8,828㎡でございます。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は1,858筆、面積は2,975,521.34㎡となっております。

内訳といたしましては、田が1,795筆で、2,929,508.34㎡、畑が63筆で、46,013㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が5筆、3年以上6年未満が20筆、6年以上9年未満が1筆、9年以上12年未満が75筆、計101筆です。

農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、6ページ目に掲載しております一覧の下2筆につきましては、耕作者変更に伴い改めて権利設定がなされる農地の詳細でございます。

今回耕作者変更する農地については、すでに農地中間管理事業での権利設定がなされているものであるため、草津市内の農地全体における権利設定された農地の割合には影響いたしません。

以上で令和7年4月30日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

副会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

副会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第16号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

副会長

挙手全員であります。

よって、議第16号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

副会長

審議が終了しましたので議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員、議席番号12番木下弥生委員、農地利用最適化推進委員 議席番号10番 一浦秀樹委員、の入場を認めます。

(委員入場)

副会長

スムーズな議事運営に、ご協力いただきありがとうございました。  
それでは、議事進行を田中会長に戻します。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件については、すべて議了されたものと認めます。

閉会 15時25分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和7年3月10日

会 長 田中 治嗣 \_\_\_\_\_

署名委員 我孫子 利和 \_\_\_\_\_

署名委員 奥村 次一 \_\_\_\_\_